

『新会社法で会社の設立は簡単に』

いよいよ施行が近づいてきた「会社法」。有限会社の廃止をはじめとして、会社に関するルールが大きく変わります。

なかでも、起業を促す観点から会社の設立手続きが大幅に見直され、簡素化されることとなります。そのポイントを以下に見ていきます。

(1) 最低資本金制度の撤廃

現行商法及び有限会社法においては、債権者保護の観点から、会社の設立に際して、株式会社については1,000万円、有限会社については300万円の最低資本金制度が設けられています。

新会社法においては、設立に際して出資すべき額について最低限度額の制限を設けないこととされました。

つまり、資本金1円でも株式会社を設立できるようになります。

現在でも、最低資本金規制特例制度により、一定の要件を満たせば資本金1円の会社を設立することはできますが、これにより設立された会社は、設立後5年以内に最低資本金の額まで増資できなければ、組織変更するか、会社を解散しなければなりません。新会社法では、最低資本金制度そのものが撤廃されるため、設立後5年以内の増資の必要はなくなります（ただし、定款の変更等一定の手続きが必要となります）。

(2) 取締役は1人でOK

現行においては、株式会社は、取締役が3人以上、監査役が1人以上必要であり、取締役会を最低3ヶ月に1回開かなければなりません。

有限会社を廃止し、株式会社に一本化した新会社法においては、すべての株式会社は、株主総会のほか、取締役を設置しなければならないというのが、最低限のルールということになります。

つまり、最もシンプルな機関設計は、株主総会のほか、取締役1人という、現行の有限会社に近いものが可能となります。

取締役会（取締役3人以上必要）を設置しない会社は、監査役も必要ありませんので、人数をそろえるために名目的な役員を選ぶ必要もなくなります。

(3) 払込金保管証明が不要に

これまでは、発起設立、募集設立のどちらについても、設立登記の際には払込金保管証明を添付する必要がありました。

新会社法においては、発起人以外の出資者がいない発起設立の場合には、払込金保管証明を不要とし、銀行口座の残高証明等の方法によることができるようになります。

(4) 類似商号調査が不要に

これまで、会社の商号は、同一市町村において、同種の営業のため他人が登記した商号と同じものは登記することが禁止されていましたが、新会社法においては、この規制が廃止されるため、会社設立の際の類似商号調査が不要となります。